○法務省告示第四百七十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

福岡県司法書士会

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番二十三号

変更の認証年月日

平成二十七年八月三十一日

○法務省告示第四百七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ケヴィン・チャンドラー・フェルツ

生年月日　千九百七十五年七月二十六日

○法務省告示第四百七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ピーター・ワレン・コーニー

生年月日　千九百七十一年七月二十一日

○法務省告示第四百七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　名　ピーター・ワレン・コーニー

生年月日　千九百七十一年七月二十一日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第四百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ブリー・ルイーズ・ファルージア

生年月日　千九百七十九年三月二十四日

○法務省告示第四百八十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　デイビッド・チャールズ・マコーミック

生年月日　千九百八十三年十月十一日

○法務省告示第四百八十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ドミニク・ジェームズ・ファーガスン・グレゴリー

生年月日　千九百六十八年八月四日

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十五日

法務大臣　上川　陽子

別表第一めいと日本語学院の項の次に次のように加える。

亀田医療技術専門学校日本語学科	千　葉　県

○外務省告示第三百十三号

昭和四十六年二月二日にラムサールで作成され、昭和五十七年十二月三日にパリで作成された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書」によって改正され、及び昭和六十二年五月二十八日にレジャイナで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正」によって改正された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の締約国につき、平成二十七年八月二十一日現在で、次のとおり追加があった（平成十一年十二月二日外務省告示第四百九十一号よりの追加）。

締　約　国	批准書の寄託日
モーリシャス共和国	平成十三年五月三十日
アンドラ公国	平成二十四年七月二十三日

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
トーゴ共和国	平成七年七月四日	平成七年十一月四日
ラトビア共和国	平成七年七月二十五日	平成七年十一月二十五日
ナミビア共和国	平成七年八月二十三日	平成七年十二月二十三日
アルバニア共和国	平成七年十月三十一日	平成八年二月二十九日
コンゴ民主共和国	平成八年一月十八日	平成八年五月十八日
シエラレオネ共和国	平成十一年十二月十三日	平成十二年四月十三日
アゼルバイジャン共和国	平成十三年五月二十一日	平成十三年九月二十一日
ウズベキスタン共和国	平成十三年十月八日	平成十四年二月八日
セントルシア	平成十四年二月十九日	平成十四年六月十九日
パラオ共和国	平成十四年十月十八日	平成十五年二月十八日
赤道ギニア共和国	平成十五年六月二日	平成十五年十月二日
レソト王国	平成十六年七月一日	平成十六年十一月一日
モザンビーク共和国	平成十六年八月三日	平成十六年十二月三日